

物 品 売 買 契 約 書

印西地区環境整備事業組合（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）
とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）件 名 事務用ノートパソコン購入
- （2）規 格 別添仕様書のとおり
- （3）数 量 9台
- （4）契約金額 金 円
（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額 金 円）
- （5）契約保証金 なし
- （6）納入期限 平成30年 8月31日
- （7）納入場所 印西市大塚一丁目1番地1 印西地区環境整備事業組合

（納入の通知）

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知するものとする。

（検 収）

第3条 受注者は、物品を納入したときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、当該物品を検収するものとする。

2 物品の所有権は、検収に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な経費は、受注者の負担とする。

3 検収に合格したときは、発注者は、物品を受領し直ちに受領書を受注者に交付するものとする。

4 検収の結果、不合格になったときは、受注者は当該物品を遅滞なく引き取り、速やかに、物品を納入するものとする。この場合における検収は、前条及び第1項の規定を準用する。

（瑕疵担保）

第4条 受注者は、納入物品の引渡し後1年間発注者の正常な管理のもとに生じた故障又は、発見された隠れた瑕疵について、修理又は取替納入の責任を負うものとする。

（納入遅延に対する遅延利息）

第5条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、年2.7%を乗じて得た額とする。

（契約金額の支払）

第6条 契約金額の支払いは、物品の納入が完了した後において、受注者から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、受注者に対して代金を支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第7条 発注者の責めに帰する事由により第6条の支払期限までに売買代金を受注者に支払わない場合は、発注者は受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額については、第5条第2項の規定を準用する。

(発注者の解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が、期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合

(2) 受注者から契約の解除の申し出があった場合

(3) 受注者が契約の履行に付いて不正の行為をした場合

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) その他受注者がこの契約に違反した場合

2 前項の規定によって契約を解除したとき、契約解除による損害を発注者が受けたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者

とが協議して定める。

- 3 第1項の規定によって、この契約が解除された場合においては、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

(受注者の解除権)

第9条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって物品を納入することが不可能となるに至ったときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が、解除された場合に準用する。

(違約金)

第10条 第8条第1項の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は、契約金額の1/10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、また担保に供することができない。

(談合その他不正行為に係る発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、第1号の規定による命令又は前号の規定による命令に対し、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判を請求し、公正取引委員会が、その請求について独占禁止法第66条第1項から第3項までの審決（原処分全部を取り消す審決を除く。）をしたとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 受注者が、前号に規定する審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における違約金

は、本契約書第10条の規定を準用する。(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じた金額とする。)

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直

受注者